

第1回実施要領等に関する質疑回答書(参加資格)

みよし広域連合長 松浦 敬治

令和3年8月27日までに提出された、第1回実施要領等に関する質問書(参加資格)について、下記のとおり回答いたします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			IV	4	(2)	イ						
1	公募型プロポーザル実施要領	15 16	IV	4	(2)	イ				各業務を行う者の要件	本事業は、汚泥再生処理センターを建設する工事であることから、建築法上の業種区分は清掃施設工事となります。今回、単独企業でプロポーザル参加の場合は、(ア)本施設のプラントの設計・建築を行う者の要件を全て満たし、それに伴うプロポーザル参加資格要件確認書(様式2-4①)を提出すれば参加資格が認められると理解して宜しいでしょうか。	単独企業、複数の企業で構成する企業グループによらず、応募者は全ての参加資格要件を満たす必要があります。従って、様式2-4①、様式2-4②、様式2-4③を提出して下さい。
2	公募型プロポーザル実施要領	15 16	IV	4	(2)	イ				監理技術者のリレーについて	現場施工に着手するまでの期間の監理技術者配置について、施工開始までを製作期間として非専任技術者とし、工事開始に伴い専任の技術者を配置する場合、清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有するものであれば同一である必要はないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	公募型プロポーザル実施要領	15 16	IV	4	(2)	イ				監理技術者のリレーについて	本事業は、設計・機器製作と既設管理棟等解体・仮設と新処理施設建設の期間があります。各々の期間において、参加資格要件を満たす別の技術者を配置できるものと考えて宜しいでしょうか。	監理技術者の変更は、発注者と協議の上、工事の継続性及品質確保等に支障がないと判断した場合に認めるものとします。
4	公募型プロポーザル実施要領	15	IV	4	(2)	イ	(イ)	① ②		本施設の建築物等の設計を行う者の要件	②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設計実績を有することありますが、①と同様に参加企業(会社)に対しての参加資格要件を求められていると理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	提出書類の作成要領	5	2	(2)						様式2-4(添付資料について)	単独の企業での参加の場合、共通の参加資格要件に対する添付資料の提出は、1部でよいと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	様式集	12								委任状	単独の企業での参加の場合、様式2-3は提出不要と理解して宜しいでしょうか。	単独の場合でも協力会社を構成グループに含めて参加申請する場合は必要となります。
7	様式集	13 15	2	③						当該業務を行う者の参加資格要件	設計・機器製作と既設管理棟解体・仮設と新処理施設建設工事の各々の期間において配置資格要件を満たす別の技術者を配置する場合、様式2-4①の2.③と様式2-4③の2.③に関する添付書類の提出は、最初に専任として配置する清掃施設工事及び建築一式工事の技術者とし、変更時においてはその都度上記と同様の添付書類を提出することと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。変更時はNo.3の回答に留意して下さい。
8	様式集	17								配置予定者の資格及び現場総括責任者としての業務経験について	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条により、廃棄物処理施設技術管理者の設置が義務付けられているのは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の運転業務かと考えます。本事業は、汚泥再生処理センターを建設する工事であることから、上記管理者の設置が義務付けられていないため、様式2-6は提出不要と理解して宜しいでしょうか。	本様式は提出不要とします。
	(以下、余白)											